

不妊治療費用に対する助成を行います

市では、不妊治療を受けるご夫婦を対象に経済的な負担の軽減を図るため、その治療に要する費用の一部助成を平成26年度から行います。

◆助成内容

平成26年度茨城県不妊治療費助成事業の補助金交付を受けた夫婦に対し、1回の治療に要した費用のうち、茨城県から受けた補助金の額を差し引いた額について、5万円を限度に助成します。

◆対象となる治療

体外受精及び顕微授精(保険外診療分)

◆対象となるかた

次のすべての要件を満たす夫婦が対象になります。

- ①平成26年度茨城県不妊治療費補助金の交付を受けていること。
- ②法律上の婚姻をしていること。
- ③夫妻の双方、またはいずれか一方が、助成金の交付を申請する日の1年以上前から引き続き市内に住所を有していること。
- ④市税などの滞納がないこと。

◆申請手続き

県で実施している平成26年度茨城県不妊治療費補助金の交付決定通知書を受け取った後、次の必要書類をそろえ、速やかに健康づくり推進課へ申請してください。

※茨城県不妊治療費助成事業

については常総保健所

☎0297(22)1351

までお問い合わせください。

◆申請に必要な書類

- ①坂東市不妊治療費助成金交付申請書
 - ②住民票など申請者の住所及び婚姻関係がわかる書類
 - ③納税証明書など市税などに滞納がないことがわかる書類
 - ④平成26年度茨城県不妊治療費補助金交付決定及び額の確定通知書
 - ⑤茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書など不妊治療の期間がわかる書類の写し
 - ⑥不妊治療に要した費用の領収書(保険外診療分すべて)の写し
 - ⑦印鑑
 - ⑧振込先の口座番号(申請者名義)がわかるもの
- ※「坂東市不妊治療費助成金交付に係る状況照会に関する同意書」を提出することにより②③の書類は省略することができます。

■お問合せ

健康づくり推進課

岩井保健センター内

☎0297(35)3121

茨城県不妊治療費助成事業

◆対象となる治療

体外受精及び顕微授精(保険外診療分)

◆対象となるかた

次のすべての要件を満たす夫婦が対象になります。

- ①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有していること
- ②夫及び妻の前年(1～5月までの申請については前々年)の所得の合計額が730万円未満であること
- ③茨城県が指定した医療機関において実施した治療であること

※申請前に必ず保健所にご相談ください。

※制度の詳細については、茨城県のホームページをご覧ください。

■申請手続き・お問合せ

常総保健所

☎0297(22)1351

◆助成内容

これまでの助成歴	対象年齢☆	平成 26・27 年度	平成 28 年度	助成限度額
はじめて申請するかた	39 歳まで	年度 2 回 (初年度 3 回) 通算 5 年度 / 10 回まで	★通算 6 回まで	1 回の治療につき 15 万円まで ただし、治療内容により 1 回 7.5 万円まで
平成 25 年度以前に申請あり	39 歳まで		★通算 3 回まで	
はじめて申請するかた + 平成 25 年度以前に申請あり	40 ～ 42 歳	助成対象外		
	43 歳以上			

☆ 新規(1回目)に助成を受けた際の治療開始日の年齢です。年齢は誕生日を基準とします。

★ 通算の助成回数はリセットされず、過去に受けた助成(茨城県、他の都道府県、指定都市及び中核市)も含まれます。平成 28 年度からは通算助成回数に満たない場合であっても、43 歳以降に開始した治療は助成対象にはなりません。

